

令和 8 年第 2 回由利本荘市議会定例会（6 月）会議録

令和 8 年 6 月 1 7 日（水曜日）

議 事 日 程 第 4 号

令和 8 年 6 月 1 7 日（水曜日）午前 1 0 時開議

第 1．追加提出議案の説明並びに質疑

議案第 1 4 4 号及び議案第 1 4 5 号 2 件

第 2．追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第 3．委員長審査報告

第 4．報告第 2 号 由利本荘市税条例の一部を改正する条例専決処分報告

第 5．報告第 3 号 由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告

第 6．報告第 5 号 令和 7 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 6 号）専決処分報告

第 7．報告第 6 号 令和 7 年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）専決処分報告

第 8．報告第 7 号 令和 7 年度由利本荘市介護保険特別会計補正予算（専決第 1 号）専決処分報告

第 9．報告第 8 号 令和 7 年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（専決第 1 号）専決処分報告

第 1 0．報告第 9 号 令和 7 年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（専決第 1 号）専決処分報告

第 1 1．報告第 1 0 号 令和 7 年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（専決第 1 号）専決処分報告

第 1 2．議案第 1 2 6 号 由利本荘市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案

第 1 3．議案第 1 2 7 号 由利本荘市老人福祉施設におけるサービスに要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例案

第 1 4．議案第 1 2 8 号 由利本荘市介護保険条例の一部を改正する条例案

第 1 5．議案第 1 2 9 号 由利本荘市本荘マリーナオートキャンプ場条例の一部を改正する条例案

第 1 6．議案第 1 3 0 号 由利本荘市ゆりの里交流センター条例の一部を改正する条例案

第 1 7．議案第 1 3 1 号 由利本荘市ガス供給条例の一部を改正する条例案

第 1 8．議案第 1 3 2 号 由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

第 1 9．議案第 1 3 3 号 由利本荘市道路線の認定について

第 2 0．議案第 1 3 5 号 令和 8 年度由利本荘市一般会計補正予算（第 3 号）

第 2 1．議案第 1 3 7 号 令和 8 年度由利本荘市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

第 2 2．議案第 1 3 8 号 令和 8 年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第 1 号）

第 2 3．議案第 1 3 9 号 令和 8 年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第 1 号）

副市長	高橋重保	教育長	土倉新也
企業管理者	三浦守	総務部長	遠藤裕文
企画振興部長	松坂真	市民生活部長	加賀谷幸子
健康福祉部長	遠藤千代子	産業振興部長	原敬浩
観光文化スポーツ部長	小番正明	建設部長	東海林健悟
教育次長	伊藤望	企業局長	工藤睦
消防長	佐藤勝則		

議会事務局職員出席者

局長	今野正浩	次長	齋藤剛
書記	小松和美	書記	齋藤身子
書記	高野周平		

午前１０時００分 開 議

○議長（佐藤健司） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は22名であります。出席議員は定足数に達しております。

それでは、本日の議事に入ります。

この際、お諮りいたします。

本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程を配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事は、日程第４号をもって進めます。

○議長（佐藤健司） 日程第１、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第144号及び議案第145号の２件を一括上程し、市長の説明を求めます。
湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。それでは、追加提出議案について、その概要を御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、契約関係１件に加え、その他の案件１件の計２件であります。

初めに、契約関係についてであります。

議案第144号物品（岩城地域・大内地域スクールバス）購入契約の締結についてであります。これは、岩城地域及び大内地域のスクールバス３台について、秋田トヨペット株式会社本荘店と購入契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、その他の案件についてであります。

議案第145号市営住宅家賃請求裁判の和解についてであります。これは、市営住宅

家賃請求訴訟において、裁判官から和解の提案があり、相手方との協議が整ったことから、和解するにあたって、議会の議決を得ようとするものであります。

以上が、本日、追加提出いたします、議案の概要でありますので、御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（佐藤健司） 以上をもって追加提出議案の説明を終わります。

これより、追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日、追加提出されました議案第144号及び議案第145号の2件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局に提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時03分 休 憩

.....

午前10時03分 再 開

○議長（佐藤健司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第144号及び議案第145号の2件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（佐藤健司） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

議案委員会付託表のとおり、総務及び教育民生両常任委員会に審査を付託いたします。

この際、追加提出議案の審査に係る委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時03分 休 憩

.....

午前10時50分 再 開

○議長（佐藤健司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（佐藤健司） 日程第3、これより報告第2号、報告第3号、報告第5号から報告第10号まで、議案第126号から議案第133号まで、議案第135号及び議案第137号から議案第145号までの26件並びに請願第2号、請願第3号、陳情第5号及び継続審査中の陳情第1号の4件、計30件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってから、これを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。18番佐藤義之さん。

【佐藤義之総務常任委員長 登壇】

○総務常任委員長（佐藤義之） 総務常任委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

報告します案件は、専決処分報告 4 件、条例 1 件、補正予算 3 件、和解 1 件、請願 1 件及び陳情 1 件の合計11件であります。

初めに、3 月31日に行った専決処分報告であります。

報告第 2 号税条例の一部を改正する条例専決処分報告及び報告第 3 号都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告の 2 件は、地方税法等の改正に伴う条例改正であります。

次に、報告第 5 号令和 7 年度一般会計補正予算（専決第 6 号）専決処分報告における歳入 1 款市税から10款地方交付税まで、13款使用料及び手数料から18款繰入金まで、20 款諸収入、21款市債及び歳出 2 款総務費、9 款消防費並びに地方債補正、報告第 9 号令和 7 年度情報センター特別会計補正予算（専決第 1 号）専決処分報告の 2 件は、令和 7 年度末の事業費確定に伴い、項目ごとの歳入歳出予算額及び地方債限度額の補正を行ったものであります。

以上 4 件の専決処分報告は、承認すべきものと決定しました。

続いて条例であります。

議案第126号地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案は、関係法令の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定しました。

続いて、補正予算であります。

議案第135号令和 8 年度一般会計補正予算（第 3 号）における歳入18款繰入金、歳出 1 款議会費、2 款総務費、9 款消防費では、定期人事異動に伴う人件費の補正のほか、Y B ネット伝送路移転に関する経費の追加、地方債補正では、各事業費の限度額変更であります。

議案第139号令和 8 年度情報センター特別会計補正予算（第 1 号）及び議案第143号令和 8 年度一般会計補正予算（第 4 号）における歳入19款繰越金、歳出 2 款総務費では、C A T V 及び Y B ネット伝送路の移転並びに撤去に関する経費の追加のほか、補正予算の財源として前年度繰越金の追加であります。

以上 3 件の補正予算は、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第145号市営住宅家賃請求裁判の和解についてでは、市が訴えを提起した市営住宅家賃請求裁判について、相手方が債権額を認め、裁判官が提示した分割返済を履行する意思を示したことから、和解しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定しました。

最後に、請願・陳情であります。

請願第 3 号地方財政の充実・強化を国に求める意見書提出についての請願であります。

これは、社会全体として求められている賃上げ基調相応の人件費確保を含めた地方財政の充実のため、国に対して意見書の提出を求める請願であり、当局担当課に意見を求めるなど慎重に審査した結果、願意は妥当であるとし、全会一致で採択すべきものと決定しました。

次に、継続審査中の陳情第 1 号選択的夫婦別姓制度の導入を国に求める意見書提出に

についての陳情であります。

これは、夫婦同姓を義務づける民法第750条を改正し、選択的夫婦別姓制度を実現するため、国に対して意見書の提出を求める陳情であり、当局担当課に情報提供を求めるなど慎重に審査を行いました。

討論では「選択的夫婦別姓制度を望んでいる人たちの声に寄り添いたい」として採択すべきとの発言があった一方で、「日本の伝統的な戸籍制度を維持すべきであり、親子が別姓になることについて議論が尽くされていない」「3月13日に閣議決定された第6次男女共同参画基本計画には、婚姻により氏を変更した人が不便さや不利益を感じることをないよう、旧氏の単記も可能とする法制化を含めた法基盤整備の検討も明記されており、国においてそのように進めていただきたい」として不採択とすべきとの発言もあり、採決を行った結果、採択することについて賛成少数となったことから、不採択とすべきものと決定しました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（佐藤健司） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。12番 甫仮貴子さん。

【甫仮貴子教育民生常任委員長 登壇】

○教育民生常任委員長（甫仮貴子） 教育民生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

報告します案件は、本日追加された案件を加えて、令和7年度補正予算の専決処分報告4件、条例関係2件、契約関係1件、補正予算3件、陳情1件の計11件であります。

初めに、令和7年度補正予算の専決処分報告であります。

報告第5号一般会計補正予算（専決第6号）専決処分報告で審査付託になったのは、歳入11款から16款、18款、20款、21款、歳出2款から4款、7款、10款であります。

報告第6号国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告、報告第7号介護保険特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告、報告第8号診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。

これらは、いずれも事業費などの確定及び年度末精査が主なものであります。

以上、4件の3月31日付専決処分は、報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、条例関係であります。

通所介護事業及び第1号通所事業に係る食費に関する規定を改める議案第127号老人福祉施設におけるサービスに要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例案、令和7年度分の市町村民税の非課税者に係る令和8年度分の介護保険料の減免について定める議案第128号介護保険条例の一部を改正する条例案であります。

以上、2件の条例関係の議案は、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、契約関係であります。

議案第144号物品（岩城地域・大内地域スクールバス）購入契約の締結については、2,513万9,400円で秋田トヨペット株式会社本荘店と契約締結するに当たり議会の議決を得ようとするもので、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、今年度補正予算についてであります。

議案第135号一般会計補正予算（第3号）で審査付託になったのは、歳入14款、15款、21款、歳出2款から4款、10款であります。人事異動等による職員人件費の増減額のほか、主なものについて御報告いたします。

歳入14款国庫支出金では、最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付に伴い、生活保護費負担金を増額しようとするものであります。

歳出3款民生費では、国庫支出金を財源とした生活保護費追加給付のための経費を増額し、10款教育費では、学校用インターネット回線遅延対策に係る経費を追加しようとするものであります。

議案第137号介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第138号診療所運営特別会計補正予算（第1号）は、いずれも人事異動による職員人件費を増減しようとするものであります。

以上、3件の今年度補正予算の議案は、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情についてであります。

陳情第5号豊かな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引上げを図るための2027年度政府予算に係る意見書提出についての陳情は、子供の教育環境改善及び教職員の働き方改革のために、教職員定数改善や高等学校における35人学級の実施、義務教育費国庫負担割合の引上げなどについて、国の関係機関に対する意見書の提出を求めるものであり、陳情の趣旨を了とし、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（佐藤健司） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。16番正木修一さん。

【正木修一産業建設常任委員長 登壇】

○産業建設常任委員長（正木修一） 産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

報告します案件は、専決処分報告2件、条例関係4件、その他の案件1件、補正予算5件及び請願1件の計13件であります。

初めに、令和7年度補正予算の専決処分報告であります。

報告第5号一般会計補正予算（専決第6号）専決処分報告で審査付託になったのは、歳入12款から18款、20款、21款、歳出2款、4款から8款、10款、11款及び繰越明許費7款ですが、主に、年度末の事業費精査により増減額したものです。

続いて、報告第10号スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告ですが、スキー場運営費の確定により増減額したものです。

これらは、3月31日付で専決処分したものであり、いずれも承認すべきものと決定しました。

次に、条例関係であります。

ごみ袋料金改定に伴い、使用料を改める、議案第129号本荘マリーナオートキャンプ場条例の一部を改正する条例案。使用料を改める、議案第130号ゆりの里交流センター条例の一部を改正する条例案。ガス料金に係る規定を改める、議案第131号ガス供給条

例の一部を改正する条例案。公共下水道事業計画区域の見直しに伴う、議案第132号ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案は、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、その他の案件であります。

議案第133号市道路線の認定については、主要地方道鳥海矢島線のバイパス道路の完成に伴い中直根線を認定しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、令和8年度補正予算であります。

議案第135号一般会計補正予算（第3号）で審査付託になったのは、歳入14款から16款、21款、歳出6款から8款、10款、11款及び繰越明許費8款ですが、人事異動等による職員人件費の増減額のほか、主なものについて御報告します。

歳出6款農林水産業費では、熊対策の庁内連絡体制強化に係る経費の追加、10款教育費では、経済的困窮世帯の生徒に対し地域クラブ参加費等を支援する経費を追加しようとするものです。

また、資材の納入が遅れる見込みであることから、市道石脇新山線融雪設備更新事業費の繰越明許費を設定しようとするものです。

議案第140号水道事業会計補正予算（第1号）、議案第141号下水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第142号ガス事業会計補正予算（第1号）は、主に人事異動等により職員人件費を増減額しようとするものです。

議案第143号一般会計補正予算（第4号）で審査付託になったのは、歳入18款、歳出6款及び債務負担行為です。

主なものとして、歳出6款農林水産業費では、ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金を増額しようとするものです。

以上、5件の補正予算は、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、請願第2号ツキノワグマの市街地への出没増加対策の財源として、森林環境譲与税の積極的活用を検討することを由利本荘市に求める請願ですが、森林環境譲与税は、林野庁がツキノワグマ対策についても活用可能であるとしているとして、ツキノワグマの市街地への出没増加対策の財源として活用することなどを市に求める内容であり、当局より情報提供をいただくなど慎重に審査いたしました。

まとめの際には、請願の理由の中にある「本市は十分な熊対策をしていないのではないか」のような文言に対しての異論はあったが、熊対策に必要な財源として森林環境譲与税の活用が必要だという意見が多数ありました。

このことから願意は妥当であるとし、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（佐藤健司） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより、日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び議案・請願・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思いますので、御了承願います。

○議長（佐藤健司） 日程第４、報告第２号税条例の一部を改正する条例専決処分報告及び日程第５、報告第３号都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告の２件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって報告第２号及び報告第３号の２件は、承認することに決定しました。

○議長（佐藤健司） 日程第６、報告第５号令和７年度一般会計補正予算（専決第６号）専決処分報告を議題といたします。

各常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって報告第５号は、承認することに決定しました。

○議長（佐藤健司） 日程第７、報告第６号令和７年度国民健康保険特別会計補正予算（専決第１号）専決処分報告から日程第９、報告第８号令和７年度診療所運営特別会計補正予算（専決第１号）専決処分報告までの３件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって報告第6号から報告第8号までの3件は、承認することに決定しました。

○議長（佐藤健司） 日程第10、報告第9号令和7年度情報センター特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって報告第9号は、承認することに決定しました。

○議長（佐藤健司） 日程第11、報告第10号令和7年度スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって報告第10号は、承認することに決定しました。

○議長（佐藤健司） 日程第12、議案第126号地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって議案第126号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤健司） 日程第13、議案第127号老人福祉施設におけるサービスに要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第14、議案第128号介護保険条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって議案第127号及び議案第128号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤健司） 日程第15、議案第129号本荘マリーナオートキャンプ場条例の一部を改正する条例案から日程第19、議案第133号市道路線の認定についてまでの5件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって議案第129号から議案第133号までの5件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤健司） 日程第20、議案第135号令和8年度一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって議案第135号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤健司） 日程第21、議案第137号令和8年度介護保険特別会計補正予算（第1号）及び日程第22、議案第138号令和8年度診療所運営特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって議案第137号及び議案第138号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤健司） 日程第23、議案第139号令和8年度情報センター特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって議案第139号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤健司） 日程第24、議案第140号令和8年度水道事業会計補正予算（第1号）から日程第26、議案第142号令和8年度ガス事業会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって議案第140号から議案第142号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤健司） 日程第27、議案第143号令和8年度一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

総務及び産業建設両常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって議案第143号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤健司） 日程第28、議案第144号物品（岩城地域・大内地域スクールバス）購入契約の締結についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって議案第144号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤健司） 日程第29、議案第145号市営住宅家賃請求裁判の和解についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって議案第145号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤健司） 日程第30、請願第2号ツキノワグマの市街地への出没増加対策の財源として、森林環境譲与税の積極的活用を検討することを由利本荘市に求める請願を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって請願第2号は、採択することに決定いたしました。

○議長（佐藤健司） 日程第31、請願第3号地方財政の充実・強化を国に求める意見書提出についての請願を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって請願第3号は、採択することに決定いたしました。

○議長（佐藤健司） 日程第32、陳情第5号豊かな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引上げを図るための2027年度政府予算に係る意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって陳情第5号は、採択することに決定いたしました。

○議長（佐藤健司） 日程第33、継続審査中の陳情第1号選択的夫婦別姓制度の導入を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、順次これを許します。初めに、13番岡見善人さん。

【13番（岡見善人議員）登壇】

○13番（岡見善人） 会派立憲民主党の岡見善人です。選択的夫婦別姓制度の導入を国に求める意見書提出についての陳情について賛成の立場から討論いたします。

この陳情は3月定例会から継続審査となっているものであり、このたびの総務常任委員会では賛成少数として不採択とされたものでございます。

秋田県内では、各地の弁護士会などを中心に多くの自治体議会へこの陳情書が提出されておりますが、議会によって対応が大きく分かれているのが現状です。可決されて国へ提出されたケースもあれば、不採択や継続審査で判断を見送り、あるいは陳情自体は

採択したが意見書までは出さないという複雑な判断をした議会もあります。

全体の傾向としては、秋田県内では、コミュニティーや家族のあり方を重視する観点から、慎重に議論すべきとする声が根強くある一方、改姓による仕事上の不利益や手続きの煩雑さを解消したいという要望も強く、自治体や町ごとに判断が分かれております。

世界各国の夫婦の氏に関する制度の導入状況を見ると、法務省などの調査において、法律で夫婦同姓を義務づけている国は、現在では日本のみとされております。

かつては欧州などでも同姓を義務づける国がありましたが、1970年代以降、国際的なジェンダー平等（国連の女子差別撤廃条約など）の流れを受けて法改正が相次ぎ、現在は大きく分けて「選択制」「原則別姓」「完全別姓」の3つの潮流に分かれております。

グローバル社会の中においては、世界の中で日本は1歩どころか、3歩も後ろを歩いている状況だと思います。

また、国連の女子差別撤廃委員会では、日本の例外なき夫婦同姓の義務づけが実質的に女性側への改姓の強制（現状の婚姻の約95%が女性の改姓）につながっているとして、日本政府に対してこれまでに複数回、選択的夫婦別姓を導入するよう法整備の是正勧告を行っております。

さて、このたびの総務常任委員会では、本陳情は賛成少数で不採択となりましたが、その理由の一つに、国の動向として旧姓使用の拡大が進められていることから、本陳情を採択する必要はないというような趣旨の意見もあったと伺いました。

しかし私は、そのことを理由として本陳情を不採択とすることが本当に正しい判断かは疑念を覚えます。なぜなら、旧姓使用の拡大と選択的夫婦別姓制度は、解決しようとしている課題そのものが異なるからです。

旧姓使用の拡大は、婚姻後も一定の場面で旧姓を使用しやすくする取組ですが、制度上の氏は変わります。その結果、制度上の氏と実生活で使用する氏が併存することとなり、本人確認、各種契約、記録管理、システム運用などにおいて新たな負担や混乱が生じる可能性があります。

特に、本人確認や複数名義管理が求められる現場では、運用変更や事務負担が継続的に発生します。また、システム改修や事務フローの見直しには時間や費用を要し、その負担を誰が担うか、そういった課題も残されております。

こうした点からも、旧姓使用の拡大のみをもって十分な解決策とすることには限界があると考えます。

また、旧姓使用の拡大は、「婚姻後も自分の氏を変えたくない」「これまで使ってきた名前を継続したい」という課題そのものの解決にはなりません。

氏名は単なる呼称ではなく、これまで積み重ねてきた人生や社会とのつながり、自己認識とも深く結びつくものです。

そのため、氏を維持したいという思いは利便性だけの問題ではなく、個人の尊厳やアイデンティティーに関わる問題として受け止める必要があるものと考えます。

一方、現在議論されている選択的夫婦別姓制度は、現行制度を否定するものではありません。同姓を希望する方は、これまでどおり同姓を選択できます。別姓を望む方に

は、その選択肢を認める制度です。

子の氏について様々な意見があることも承知しています。しかし、そのことは制度を議論しない理由にはならず、制度設計の中で整理していくべき課題だと考えます。

私は、制度変更による負担だけではなく、現在の制度によって困難を感じている方々の負担にも目を向ける必要があると考えますし、地方議会には、そのような声が存在することを国へ届ける役割があるとも考えます。

陳情にありますとおり、この問題は、婚姻の自由や氏名の変更を強制されない自由に関わる人権問題であり、これを是正することで、婚姻を望む人の選択肢を増やすことにつながり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現とともに、ひいては少子化対策にもつながるものだと思います。

以上で賛成の立場の討論を終わりますが、どうか皆さんから御理解いただき、賛同いただきますようお願い申し上げ、本陳情に賛成する立場としての討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤健司） 次に、19番高橋信雄さん。

【19番（高橋信雄議員）登壇】

○19番（高橋信雄） 高志会の高橋信雄です。継続審査中の陳情第1号選択的夫婦別姓制度の導入を国に求める意見書提出についての陳情について不採択の立場で討論を行います。

3月議会において継続審査となった陳情ではありますが、現在も賛成反対、慎重な意見など、国民はもとより国会においても議論百出の感じがします。議論百出というよりも紛糾していると言ったほうが的を得ているのかもしれませんが。一般の方々や国会においてもきちんとした理解が深められているとは感じられません。

政府・与党は戸籍上の夫婦同姓を堅持した上で、旧姓の通称使用を法制化する法案を今国会に提出する方針と報じられています。

陳情にあるように氏名の変更を強制されない自由でもっての憲法論議もありますが、令和3年の最高裁において夫婦同姓は合憲であるとの判断に加えて立法的な検討が望ましいとの意見も付されています。

婚姻の自由や強制されない自由など不利益を指摘されるものの、子供の氏に関すること、相続に関すること、戸籍制度やファミリーネームに関すること、姓の選び直しによる混乱などが指摘され懸念されることも多く、夫婦別姓は親子別姓でもあることなど、別姓問題への理解を深めることが必要であり、通称使用の法的根拠なども含めて、現状では不採択が望ましいと思うものです。議員各位の賛同をお願い申し上げます。

○議長（佐藤健司） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。繰り返します。本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（佐藤健司） 確認しましたので御着席ください。起立少数であります。よって継

続審査中の陳情第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤健司） 日程第34、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付の資料のとおり、議員を派遣することにしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって議員の派遣については、承認されま
した。

この際、議決結果に基づく案件追加を協議するための議会運営委員会開催のため、暫
時休憩いたします。

午前11時41分 休 憩

.....

午前11時50分 再 開

○議長（佐藤健司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました請願第3号に係る委員会発
案第2号及び陳情第5号に係る委員会発案第3号の2件を日程に追加することといたし
ました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって、委員会発案第2号及び委員会発案
第3号の2件を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（佐藤健司） 日程第35、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第2号及び委員会発案第3号の2件は、会議
規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思います。これに御異議あり
ませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第2号及び委員会発案第
3号の2件は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第2号及び委員会発案第3号の2件は、質疑、
討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第2号及び委員会発案第
3号の2件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（佐藤健司） 日程第36、委員会発案第2号地方財政の充実・強化を国に求める意
見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第2号は、原案のとおり
可決されました。

○議長（佐藤健司） 日程第37、委員会発案第3号豊かな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引上げを国に求める意見書提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第3号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、請願、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（佐藤健司） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は全て終了いたしました。

去る5月29日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、令和8年第2回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午前11時53分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 佐 藤 健 司

議 員 大 友 ます子

議 員 堀 井 新太郎